

# 老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で前年の合計所得が125万円以下の人に適用されていた非課税措置が、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合うという観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置がとられていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。



# 地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

損害保険料控除 平成19年度課税分まで	地震保険料控除 平成20年度課税分から																
◆対象:住宅や家財などの生活資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料	◆対象:住宅や家財などの生活資産の地震保険料																
<table border="1"> <tr><th>控除内容</th><th>控除限度額</th></tr> <tr><td>長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計</td><td>10,000円</td></tr> </table>	控除内容	控除限度額	長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円	短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円	長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円	<table border="1"> <tr><th>控除内容</th><th>控除限度額</th></tr> <tr><td>地震保険料契約に関する保険料の1/2 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計</td><td>25,000円</td></tr> </table>	控除内容	控除限度額	地震保険料契約に関する保険料の1/2 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	25,000円	地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	10,000円	地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円
控除内容	控除限度額																
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円																
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円																
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円																
控除内容	控除限度額																
地震保険料契約に関する保険料の1/2 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	25,000円																
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	10,000円																
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円																

## オンラインでらくらく便利です! e-Tax

- ～国税電子申告・納税システム～
1. 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、直接電子申告が可能
  2. 本人の電子署名および電子証明書を併せて送信した場合、所得税額から5,000円控除  
ただし、平成19年分または平成20年分のいずれか1回
  3. 医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付省略  
ただし、確定申告期限から3年間の保存は必要です。
- おたすね/出雲税務署(☎21-0440)

## 平成19年分の申告準備はお早めに

(所得税の確定申告と市県民税の申告)

申告期間:平成20年2月18日(月)～3月17日(月)

### 申告に向けて準備するもの

- 給与所得の人は「源泉徴収票」
- 公的年金等の所得の人は「源泉徴収票」
- 簡易保険、生命保険等の満期金や個人年金の支払証明書
- 事業・不動産所得は「固定資産税の課税明細書」や「領収書」
- 社会保険料控除については国民健康保険料・国民年金等の支払証明書
- 医療費控除については「病院などの領収書」

### 中央会場は『出雲市民会館』に変わります

※各支所管内の申告会場や日程などについては、1月の広報いずもなどでお知らせします。

### ●市県民税についてのおたすねは

市民税課市民税係	TEL21-6523	平田支所市民生活課	TEL63-5552
佐田支所市民福祉課	TEL84-0115	多伎支所市民福祉課	TEL86-3116
湖陵支所市民福祉課	TEL43-1214	大社支所市民生活課	TEL53-3115

# 知ってほしい市県民税のこと

来年度はここが変わります

## 平成19年からの税源移譲によって所得税・市県民税が変わっています

身近でよりよい行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(市県民税)への税源移譲が始まりました。ほとんどの人は、平成19年1月から所得税が減り、6月から市県民税が増えています。税負担は基本的には変わりません。この税源移譲により、次に該当する場合は市県民税の控除や還付が受けられます。申告が必要になりますので、期間内に忘れずに申告しましょう。

### ○所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は、市県民税から控除されます

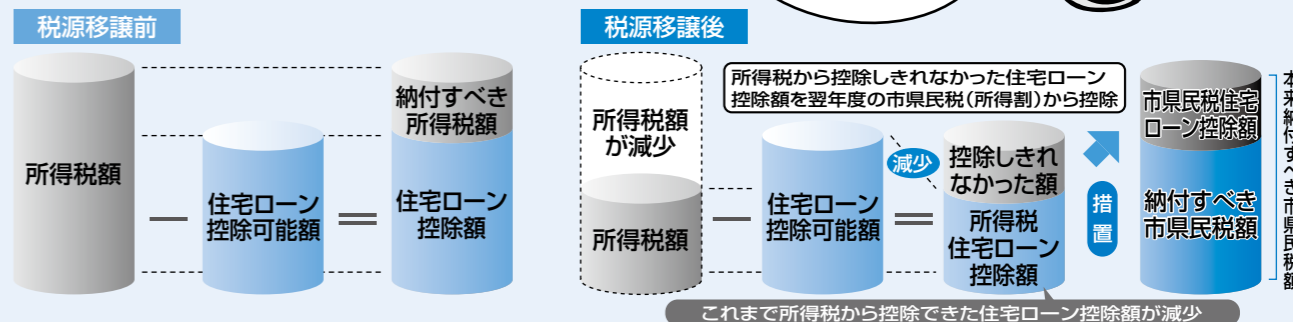
税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、下図のとおり翌年度の市県民税から控除できます。

平成20年以降、市県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。平成19年分は平成20年3月17日までに提出期限です。

市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して市へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

税源移譲で住宅ローンの控除額が減ることはないんだね



### ○平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった人には、税源移譲により増額となった市県民税相当額を還付します

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、すでに納付済の平成19年度分の市県民税額から、税源移譲により増額となった市県民税相当額を還付します。還付を受けるためには申告が必要となります。ただし、平成19年中に亡くなられた人や海外に転出された人にはこの経過措置は適用されません。

申告期間:平成20年7月1日～7月31日  
申告先:平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村

申告期間・申告先に注意しましょう